

なくそう！ 防ごう！ 高齢者の施設虐待

下記の一つでも該当する場合は虐待の可能性あります。
高齢者虐待であるかどうかわからない場合でも相談・通報
してください。

心理的虐待

- ・怒鳴る
- ・侮辱的な発言や態度
- ・高齢者や家族の存在や行為を否定するなど

身体的虐待

- ・暴力的な行為でけがをさせる
- ・緊急やむを得ない場合以外での身体拘束など

介護・世話の 放棄放任

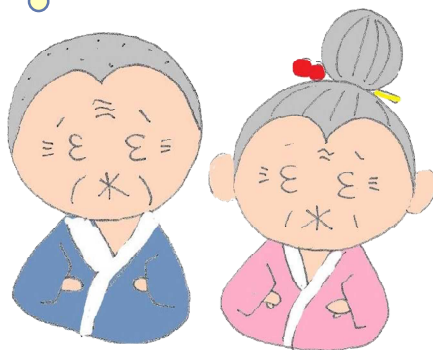
- ・入浴させない
- ・医療で必要でも病院に行かせない
- ・ナースコールを使用させないなど

性的虐待

- ・わいせつな映像や写真を見せる
- ・強要するなど

経済的虐待

- ・日常的に使うお金を不当に制限する
- ・生活に必要なお金を渡さないなど



職員の「虐待している」という「自覚」は問いません！
たとえそれが利用者のことを思っで行った行為でも虐待に
該当している可能性があります。

相談・問い合わせ先

青梅市健康福祉部介護保険課介護保険管理係
0428-22-1111(内線2121・2122・2123)